

記入例

離婚届

令和 年 月 日届出

午前 午後 時 分受付

大阪府茨木市長殿

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日
第 号
送付 令和 年 月 日 大阪府茨木市長 印
第 号
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

(1) 氏名 夫 甲野 義太郎 妻 甲野 梅子
(2) 住所 大阪府高槻市桃園町 2番1号
(3) 離婚の種別 協議離婚
(4) 婚姻前の氏に 夫は 甲野 義太郎
(5) 未成年の子の氏 甲野 敬, 甲野 花子
(6) 同居の期間 25年1月から
(7) 別居する前の住 大阪府高槻市桃園町
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事
(9) 夫妻の職業
(10) 届出人署名 夫 甲野 義太郎 妻 甲野 梅子

本人確認
夫
妻
通知

記入の注意

鉛筆や消すことのできるインクを使ったボールペンは使用しないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

離婚届書のほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

証人 (協議離婚のときだけ必要です)
署名 豊川 孝助 北 辰子
生年月日 57年3月8日 23年4月1日
住所 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号
大阪府茨木市大字泉原332番地の3
本籍 大阪府箕面市西小路四丁目6番地
大阪府茨木市大字泉原332番地3

□には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

離婚後も現在の氏を使用される場合は、別の届出(離婚の際に称していた氏を称する届出)が必要です。この離婚届と同時に提出する場合は、左の欄には何も記載しないでください。

親権者を定めるだけでは、子の戸籍は変わりません。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。
□まだ決めていない。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法: (☑公正証書 □それ以外)
□まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎ 署名は必ず本人が自署してください。

届出人の連絡先
夫連絡先 072(622)8121 自宅・携帯・勤務先
妻連絡先 072(620)1621 自宅・携帯・勤務先

◎ 証人は成人の方が二人必要です。